

## 宇部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌コーナーの雑誌を企業等の広告媒体として活用し、図書館の雑誌の整備の充実を図る制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌の購入及び広告の掲載方法)

第2条 雑誌スポンサー（雑誌スポンサー制度による広告主をいう。以下同じ。）は、雑誌の購入に係る費用を負担し、これにより購入した雑誌（以下「提供雑誌」という。）は図書館雑誌コーナーに置くこととする。

2 提供雑誌を置く位置等は、図書館長が決定する。

3 図書館長は、提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示するとともに、最新号カバー裏面に雑誌スポンサーの広告を掲載する。

(規制業種又は事業者)

第3条 宇部市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第5条各号に掲げる業種又は事業者の広告のほか、次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

(2) 政治活動又は宗教活動に係るもの

(3) 法令等に違反しているもの

(4) その他雑誌スポンサーとする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

2 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者は、雑誌スポンサーになることができない。雑誌スポンサーとなっている期間においてこれらに違反した場合も同様とする。

3 個人は、雑誌スポンサーになることができないものとする。

4 雑誌の発行元である者は、自社の雑誌スポンサーになることができない。

(広告の内容の基準)

第4条 広告掲載要綱第6条各号に掲げるもののほか、図書館の公共性等を損なうおそれのある内容の広告については、第7条第2項の規定による認定の決定はしない。

(募集)

第5条 雑誌スポンサーは随時募集し、先着順に受け付けるものとする。

(申込方法)

第6条 雑誌スポンサーに申込みをしようとする者は、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付し、図書館長に提出しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 会社概要等（業種等がわかるもの）

(雑誌スポンサーの決定)

第7条 図書館長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込みの順にその内容を審査し、雑誌スポンサーを決定するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込がある場合は、先着順に決定するものとする。

- 2 図書館長は、前項の規定により雑誌スポンサーを決定したときは、申込みをした者に対し、その結果を雑誌スポンサー認定・不認定通知書(様式第2号)により通知する。
- 3 図書館長は、雑誌スポンサーを決定したときは、その者と覚書(様式第3号)を締結するものとする。

(雑誌の選定)

第8条 雑誌スポンサーは、別に定める「雑誌リスト」の中から、自己の広告を掲載しようとする雑誌を選定するものとする。ただし、選定した雑誌が休廃刊したときは、図書館長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(雑誌の提供期間)

第9条 雑誌の提供の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、図書館長が認めるときは、これとは別の期間を定めることができる。

- 2 雑誌スポンサーは、自己の事情により雑誌の提供を中止しようとするときは、当該中止しようとする日の1箇月前までに雑誌提供中止通知書(様式第4号)により図書館長に通知しなければならない。

(雑誌スポンサー名及び広告の表示等)

第10条 提供雑誌における雑誌スポンサー名及び広告の表示方法は、次のとおりとする。

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名等の表示をする。
- (2) 雑誌表紙のタイトル等に掛からないように雑誌スポンサー名を表示し、「雑誌提供者 ○○○○」と表示する。
- (3) 表示の大きさは縦2.4cm、横1.3cm以内、地色は白色、文字は黒色とする。
- (4) 貼付位置は、原則として最新号カバー底辺から4cm以上上部の中央とする。
- 2 雑誌スポンサーは、最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入できるものとする。
- 3 広告チラシは、最新号カバーに収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作成したもので片面印刷のものを使用する。
- 4 雑誌スポンサー名は、前各項において同一の名称を用いることとする。

(雑誌スポンサー名及び広告の表示期間)

第11条 雑誌スポンサー名及び広告の表示の期間は、雑誌の提供期間とする。ただし、図書館長が特に認めるときは、この限りではない。

- 2 雑誌スポンサーが図書館長に通知することなく、提供雑誌の最新号の発売日から6日経過しても提供雑誌を納入しないときは、図書館長は、雑誌スポンサー名及び広告の表示を取りやめることができる。

(雑誌代金の支払)

第12条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入代金を図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、広告掲載要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。